

告 示

埼玉県告示第千二百五十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二一―三二―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込字十番二千百番五

三 雨水流抑制施設の容量

容量 五千二百六十・三立方メートル